



厚生労働省
群馬労働局発表
平成26年11月26日

【照会先】
群馬労働局職業安定部職業対策課
課長 根岸 誠
地方障害者雇用担当官 磯貝 茂夫
電話 027-210-5008

報道関係者 各位

平成26年 障害者雇用状況の集計結果

～法定雇用率達成企業の割合が過半数に～

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し常時雇用する従業員の一定割合以上の障害者の雇用を義務づけており、群馬労働局（局長 内田昭宏）においては、法定雇用率未達成の企業・公的機関等に対し雇用率達成指導を強力に推進するとともに、同法に基づき、対象となる県内の企業・公的機関等から6月1日現在における障害者の雇用状況についての報告を求めています。

今般、この「障害者雇用状況」に関する平成26年の集計結果をとりまとめましたので、公表します。

《集計結果のポイント》

【民間企業（法定雇用率2.0%）】（対象企業数：1,295社）

- 法定雇用率達成企業の割合は、前年（48.1%）を3.5ポイント上回る51.6%となり、50%を上回った。
※ 全国平均は44.7%で、全国順位は23位に上昇（前年25位）。
- 企業法定雇用率を満たす企業の増加に伴い、雇用障害者数（注）が4,368.0人（前年の4,071.0人から297.0人増加）、実雇用率が1.79%（前年1.73%から0.06ポイント上昇）と、いずれも過去最高を更新。
※ 実雇用率の順位は33位（前年31位）。全国平均の実雇用率も1.82%と、群馬県と同様に前年から0.06ポイント上昇したため、全国順位は低下。

【公的機関（法定雇用率 2.3%、又は 2.2%）】

- 群馬県（対象機関数：4 機関）
実雇用率は 2.46%（前年 2.42%）と法定雇用率を上回った。

- 市町村（対象機関数：35 市町村）
実雇用率は、2 市を除いて法定雇用率を上回った。市町村全体の実雇用率は 2.34%（前年 2.38%）。

- 教育委員会（対象機関数：7 教育委員会）
群馬県教育委員会の実雇用率は 2.18%（前年 2.12%）と前年より上昇したが、法定雇用率は未達成。
市町村の教育委員会の実雇用率は 1 教育委員会を除いて法定雇用率を上回った。
市町村の教育委員会全体の実雇用率は 2.37%（前年 2.30%）。

【独立行政法人（法定雇用率 2.3%）】

- 独立行政法人（対象機関数：3 機関）
1 機関で法定雇用率が未達成。
独立行政法人全体の実雇用率は 1.93%（前年 1.64%）。

(注) 雇用障害者数については、重度身体障害者又は重度知的障害者（いずれも短時間労働者以外）については、その 1 人の雇用をもって 2 人分としてカウントされる。また、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満）については 1 人分として、身体障害者（重度以外）、知的障害者（重度以外）又は精神障害者である短時間労働者については 0.5 人分としてカウントされる。

1 民間企業における雇用状況

○ 対象企業数1,295社(前年1,267社)

○ 法定雇用率達成企業の割合、雇用障害者数、実雇用率

- ・ 群馬県の法定雇用率達成企業割合は全国水準を上回り、50%を上回った。全国順位は25位から23位に上昇した。
- ・ 雇用障害者数は4,368.0人と、過去最高となった。
- ・ 群馬県の実雇用率は全国と同ポイント上昇した。全国順位は31位から33位に後退した。

(単位:人、%、ポイント)

	法定雇用率達成企業割合		雇用障害者数				実雇用率	
	群馬	全国	合計	身体	知的	精神	群馬	全国
平成26年	51.6	44.7	4,368.0	3,115.0	1,045.0	208.0	1.79	1.82
平成25年	48.1	42.7	4,071.0	2,931.5	972.5	167.0	1.73	1.76
増減数(ポイント)	3.5	2.0	297.0	183.5	72.5	41.0	0.06	0.06
増減率	-	-	7.3%	6.3%	7.5%	24.6%	-	-

○ 企業規模別の状況

- ・ 法定雇用率達成企業割合、雇用障害者数、実雇用率ともに500~999人規模以外のすべてで増加した。

(単位:人、%、ポイント)

	法定雇用率達成企業割合			雇用障害者数				実雇用率		
	平成26年	平成25年	増減	平成26年	平成25年	増減数	増減率	平成26年	平成25年	増減
規模計	51.6	48.1	3.5	4,368.0	4,071.0	297.0	7.3	1.79	1.73	0.06
50~99	51.0	48.5	2.5	719.0	699.0	20.0	2.9	1.57	1.56	0.01
100~199	50.3	46.5	3.8	775.5	702.5	73.0	10.4	1.62	1.50	0.12
200~299	58.5	49.6	8.9	481.0	428.0	53.0	12.4	1.75	1.67	0.08
300~499	51.6	47.8	3.8	597.5	550.0	47.5	8.6	1.83	1.71	0.12
500~999	43.5	48.9	▲ 5.4	504.0	523.5	▲ 19.5	▲ 3.7	1.75	1.89	▲ 0.14
1,000~	72.2	52.9	19.3	1,291.0	1,168.0	123.0	10.5	2.08	1.99	0.09

○ 産業別の状況

- ・ 法定雇用率達成企業割合は、特に「建設業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」で大きく増加し、5割を超えた。

(単位:人、%、ポイント)

	法定雇用率達成企業割合			雇用障害者数				実雇用率		
	平成26年	平成25年	増減	平成26年	平成25年	増減数	増減率	平成26年	平成25年	増減
産業計	51.6	48.1	3.5	4,368.0	4,071.0	297.0	7.3	1.79	1.73	0.06
建設業	61.3	48.3	13.0	61.0	56.0	5.0	8.9	1.66	1.63	0.03
製造業	56.4	55.5	0.9	1,462.0	1,349.5	112.5	8.3	1.85	1.84	0.01
情報通信業	26.9	12.0	14.9	52.0	37.5	14.5	38.7	1.17	0.89	0.28
運輸業、郵便業	53.3	40.2	13.1	207.5	170.0	37.5	22.1	1.75	1.50	0.25
卸売業、小売業	35.5	32.7	2.8	1,033.0	1,012.5	20.5	2.0	1.75	1.69	0.06
金融業、保険業	61.1	47.1	14.0	214.0	196.5	17.5	8.9	1.94	1.78	0.16
不動産業、物品賃貸業	23.1	26.7	▲ 3.6	20.0	24.5	▲ 4.5	▲ 18.4	0.86	0.96	▲ 0.10
学術研究、専門・技術サービス業	31.6	25.0	6.6	19.0	18.0	1.0	5.6	0.89	0.87	0.02
宿泊業、飲食サービス業	60.5	52.6	7.9	70.5	74.0	▲ 3.5	▲ 4.7	1.46	1.71	▲ 0.25
生活関連サービス業、娯楽業	35.5	41.9	▲ 6.4	117.5	120.0	▲ 2.5	▲ 2.1	2.26	2.31	▲ 0.05
教育、学習支援業	40.0	40.0	0.0	34.5	36.0	▲ 1.5	▲ 4.2	1.09	1.16	▲ 0.07
医療、福祉	61.7	59.8	1.9	729.5	658.0	71.5	10.9	1.96	1.88	0.08
複合サービス業	43.8	50.0	▲ 6.2	71.0	76.5	▲ 5.5	▲ 7.2	1.42	1.53	▲ 0.11
サービス業	45.0	39.8	5.2	271.5	240.0	31.5	13.1	1.73	1.62	0.11
その他	50.0	40.0	10.0	5.0	2.0	3.0	150.0	1.09	0.50	0.59

2 地方公共団体における在職状況

(1)群馬県の機関(法定雇用率2.3%) 対象数:4機関(前年4機関)

- ・ 法定雇用率は4機関すべてで達成している。

	法定雇用率達成機関数	法定雇用率達成割合(%)	雇用障害者数(人)	実雇用率(%)
平成26年	4	100.0	146.5	2.46
平成25年	4	100.0	144.0	2.42
増減数(ポイント)	0	0.0	2.5	0.04

(2)市町村(法定雇用率2.3%) 対象数:35市町村(前年35市町村)

- ・ 法定雇用率未達成機関は藤岡市と安中市であったが、現在、安中市は達成している。
- ・ 藤岡市については障害者の採用枠を設けて、法定雇用率達成に向けて取り組んでいる。

	法定雇用率達成機関数	法定雇用率達成割合(%)	雇用障害者数(人)	実雇用率(%)
平成26年	33	94.3	330.0	2.34
平成25年	33	94.3	331.0	2.38
増減数(ポイント)	0	0.0	▲ 1.0	▲ 0.04

(3)群馬県教育委員会(法定雇用率2.2%) 対象数:1機関(前年1機関)

- ・ 法定雇用率は未達成であったが、雇用障害者数及び実雇用率ともに上昇している。

	法定雇用率達成機関数	法定雇用率達成割合(%)	雇用障害者数(人)	実雇用率(%)
平成26年	0	0.0	253.0	2.18
平成25年	0	0.0	247.0	2.12
増減数(ポイント)	0	0.0	6.0	0.06

(4)市町村教育委員会(法定雇用率2.2%、又は2.3%) 対象数:6機関(前年7機関)

- ・ 法定雇用率未達成機関は利根沼田学校組合教育委員会であったが、現在では達成している。

	法定雇用率達成機関数	法定雇用率達成割合(%)	雇用障害者数(人)	実雇用率(%)
平成26年	5	83.3	47.0	2.37
平成25年	6	85.7	50.0	2.30
増減数(ポイント)	▲ 1	▲ 2.4	▲ 3.0	0.07

3 地方独立行政法人等における雇用状況 対象数:3法人(前年3法人)

- ・ 法定雇用率未達成法人は公立学校法人前橋工科大学であったが、障害者の採用枠を設けて、法定雇用率達成に向けて取り組んでいる。

	法定雇用率達成機関数	法定雇用率達成割合(%)	雇用障害者数(人)	実雇用率(%)
平成26年	2	66.7	5.0	1.93
平成25年	2	66.7	4.0	1.64
増減数(ポイント)	0	0.0	1.0	0.29

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業・・・
 - 一般の民間企業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2. 0%
 - （50人以上規模の企業）
 - 独立行政法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2. 3%
 - （労働者数43. 5人以上規模の独立行政法人、
国立大学法人等）
- 国、地方公共団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2. 3%
- （43. 5人以上規模の機関）
- 都道府県等の教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2. 2%
- （45. 5人以上規模の機関）

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

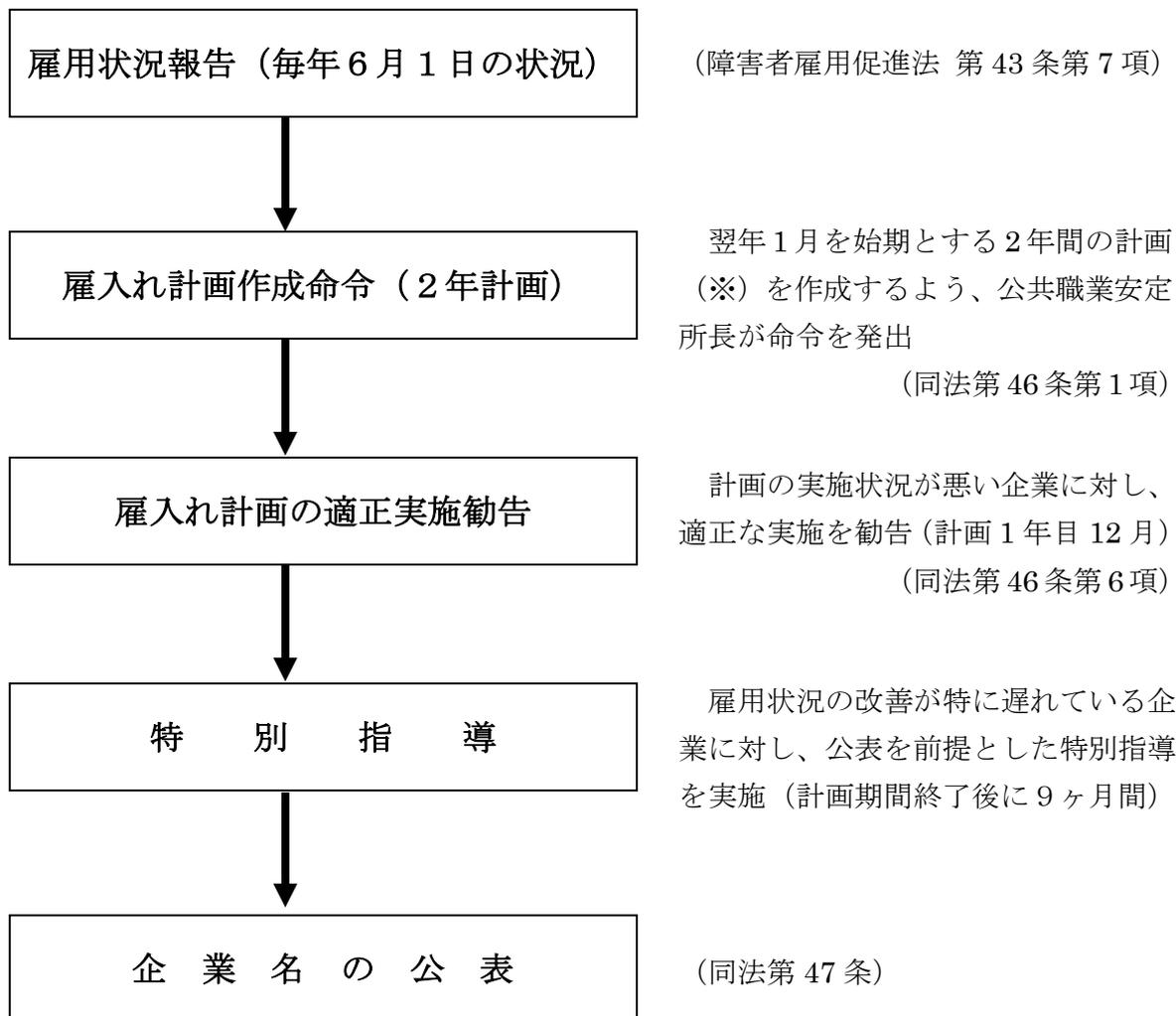
※ 国等の公的機関における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については1人分として、身体障害者（重度以外）、知的障害者（重度以外）又は精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントされる。

◎ 民間企業に対する障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

【指導実績】

- 平成25年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 7社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 10社
- 雇入れ計画を実施中の企業 20社（25年度末現在）

平成26年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
群馬県	244,653.0 人 (235,695.5 人)	4,368.0 人 (4,071.0 人)	1.79 % (1.73 %)	668 / 1,295 (609 / 1,267)	51.6 % (48.1 %)
全国	23,650,463.5 人 (23,213,401.0 人)	431,225.5 人 (408,947.5 人)	1.82 % (1.76 %)	38,760 / 86,648 (36,413 / 85,314)	44.7 % (42.7 %)

2 県、地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	5,964.0 人	146.5 人	2.46 %	4 / 4	100.0 %
群馬県知事部局	4,596.5 人	113.5 人	2.47 %	1 / 1	100.0 %
その他の県機関	1,367.5 人	33.0 人	2.41 %	3 / 3	100.0 %

(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	14,601.5 人	342.0 人	2.34 %	37 / 39	94.9 %
市町村	14,119.5 人	330.0 人	2.34 %	33 / 35	94.3 %
教育委員会	156.0 人	4.0 人	2.56 %	1 / 1	100.0 %
その他機関	326.0 人	8.0 人	2.45 %	3 / 3	100.0 %

(3) 法定雇用率2.2%が適用される教育委員会(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	13,425.5 人	296.0 人	2.20 %	4 / 6	66.7 %
群馬県教育委員会	11,599.0 人	253.0 人	2.18 %	0 / 1	0.0 %
市町村教育委員会	1,826.5 人	43.0 人	2.35 %	4 / 5	80.0 %

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	259.0 人	5.0 人	1.93 %	2 / 3	66.7 %

- 注 1 1の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数等を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、身体障害者(重度以外)、知的障害者(重度以外)又は精神障害者である短時間労働者については法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 4 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び(任命権者が教育長である等)一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成25年6月1日現在の数値である。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者又は重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、知的障害者又は精神障害者	C. 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者	D. 身体(重度以外)、知的(重度以外)又は精神である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
群馬県	企業 1,295 (1,267)	人 244,653.0 (235,695.5)	人 1,117 (1,047)	人 1,856 (1,727)	人 137 (133)	人 282 (234)	人 4,368.0 (4,071.0)	人 559.5 (537.5)	% 1.79 (1.73)	企業 668 (609)	% 51.6 (48.1)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「身体(重度以外)、知的(重度以外)又は精神障害者である短時間労働者」については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。

3 A、B欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、C、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成25年6月2日から平成26年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ()内は平成25年6月1日現在の数値である。

00

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度以外の身体障害者	c. 重度身体障害者である短時間労働者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度以外の知的障害者	c. 重度知的障害者である短時間労働者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
群馬県	人 4,368.0 (4,071.0)	人 889 (833)	人 1,228 (1,159)	人 62 (62)	人 94 (89)	人 3,115.0 (2,931.5)	人 326.5 (291.0)	人 228 (214)	人 470 (436)	人 75 (71)	人 88 (75)	人 1,045.0 (972.5)	人 169.0 (190.5)	人 158 (132)	人 100 (70)	人 208.0 (167.0)	人 64.0 (56.0)

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

2 ②③のa欄の重度障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしており、各e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ④d欄の短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のa、b欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のc、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5 ②③④のf欄の「うち新規雇用分」は、平成25年6月2日から平成26年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は平成25年6月1日現在の数値である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者又は重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、知的障害者又は精神障害者	C. 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者	D. 身体(重度以外)、知的(重度以外)又は精神である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 1,295 (1,267)	人 244,653.0 (235,695.5)	人 1,117 (1,047.0)	人 1,856 (1,727.0)	人 137 (133.0)	人 282 (234.0)	人 4,368.0 (4,071.0)	人 559.5 (537.5)	% 1.79 (1.73)	企業 668 (609.0)	% 51.6 (48.1)
50～99	企業 651 (641)	人 45,805.0 (44,855.0)	人 175 (175)	人 332 (310)	人 12 (22)	人 50 (34)	人 719.0 (699.0)	人 90.0 (58.5)	% 1.57 (1.56)	企業 332 (311)	% 51.0 (48.5)
100～199	364 (357)	47,799.5 (46,686.5)	184 (158)	321 (315)	58 (50)	57 (43)	775.5 (702.5)	125.0 (100.0)	1.62 (1.50)	183 (166)	50.3 (46.5)
200～299	123 (115)	27,438.0 (25,629.0)	127 (111)	203 (182)	7 (11)	34 (26)	481.0 (428.0)	73.5 (72.0)	1.75 (1.67)	72 (57)	58.5 (49.6)
300～499	93 (92)	32,674.0 (32,115.5)	150 (141)	240 (221)	31 (23)	53 (48)	597.5 (550.0)	93.5 (88.5)	1.83 (1.71)	48 (44)	51.6 (47.8)
500～999	46 (45)	28,817.0 (27,651.5)	141 (153)	194 (188)	14 (11)	28 (37)	504.0 (523.5)	42.0 (57.0)	1.75 (1.89)	20 (22)	43.5 (48.9)
1,000以上	18 (17)	62,119.5 (58,758.0)	340 (309)	566 (511)	15 (16)	60 (46)	1,291.0 (1,168.0)	135.5 (161.5)	2.08 (1.99)	13 (9)	72.2 (52.9)

注 1(1)①の表と同じ

②

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数		
		A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	A. 重度知的障害者	B. 重度以外の知的障害者	C. 重度知的障害者である短時間労働者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	C. 精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 C+D×0.5
規模計	4,368.0 (4,071.0)	889 (833)	1,228 (1,159)	62 (62)	94 (89)	3,115.0 (2,931.5)	228 (214)	470 (436)	75 (71)	88 (75)	1,045.0 (972.5)	158 (132)	100 (70)	208.0 (167.0)
50～99	719.0 (699.0)	118 (120)	195 (189)	4 (14)	20 (19)	445.0 (452.5)	57 (55)	107 (103)	8 (8)	15 (9)	236.5 (225.5)	30 (18)	15 (6)	37.5 (21.0)
100～199	775.5 (702.5)	137 (119)	225 (214)	13 (9)	22 (18)	523.0 (470.0)	47 (39)	72 (76)	45 (41)	14 (14)	218.0 (202.0)	24 (25)	21 (11)	34.5 (30.5)
200～299	481.0 (428.0)	98 (82)	132 (121)	6 (9)	13 (13)	340.5 (300.5)	29 (29)	49 (38)	1 (2)	10 (5)	113.0 (100.5)	22 (23)	11 (8)	27.5 (27.0)
300～499	597.5 (550.0)	117 (110)	156 (149)	18 (13)	13 (11)	414.5 (387.5)	33 (31)	54 (48)	13 (10)	17 (18)	141.5 (129.0)	30 (24)	23 (19)	41.5 (33.5)
500～999	504.0 (523.5)	130 (135)	134 (133)	8 (5)	6 (14)	405.0 (415.0)	11 (18)	40 (39)	6 (6)	7 (10)	71.5 (86.0)	20 (16)	15 (13)	27.5 (22.5)
1,000以上	1,291.0 (1,168.0)	289 (267)	386 (353)	13 (12)	20 (14)	987.0 (906.0)	51 (42)	148 (132)	2 (4)	25 (19)	264.5 (229.5)	32 (26)	15 (13)	39.5 (32.5)

注 1(1)②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者又は重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、知的障害者又は精神障害者	C. 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者	D. 身体(重度以外)、知的(重度以外)又は精神である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5			
産業計	企業 1,295 (1,267)	人 244,653.0 (235,695.5)	人 1,117 (1,047)	人 1,856 (1,727)	人 137 (133)	人 282 (234)	人 4,368.0 (4,071.0)	% 1.79% (1.73%)	企業 668 (609)	% 51.6 (48.1)
農,林,漁業	企業 3 (2)	人 249.0 (199.5)	人 1 (0)	人 2 (1)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 4.0 (1.0)	% 1.61 (0.50)	企業 2 (1)	% 66.7 (50.0)
鉱業,採石業,砂利採取業	1 (1)	65.0 (60.0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)	1.54 (1.67)	1 (1)	100.0 (100.0)
建設業	31 (29)	3,666.5 (3,426.5)	17 (18)	27 (20)	0 (0)	0 (0)	61.0 (56.0)	1.66 (1.63)	19 (14)	61.3 (48.3)
製造業	433 (429)	78,849.5 (73,300.5)	389 (351)	653 (618)	13 (12)	36 (35)	1,462.0 (1,349.5)	1.85 (1.84)	244 (238)	56.4 (55.5)
電気・ガス・熱供給・水道業	2 (2)	146.5 (141.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.0 (0.0)
情報通信業	26 (25)	4,439.5 (4,224.5)	16 (11)	18 (15)	1 (0)	2 (1)	52.0 (37.5)	1.17 (0.89)	7 (3)	26.9 (12.0)
運輸業,郵便業	90 (92)	11,863.0 (11,344.5)	49 (35)	98 (85)	5 (5)	13 (20)	207.5 (170.0)	1.75 (1.50)	48 (37)	53.3 (40.2)
卸売業,小売業	169 (168)	58,956.0 (59,775.5)	254 (263)	475 (453)	23 (17)	54 (33)	1,033.0 (1,012.5)	1.75 (1.69)	60 (55)	35.5 (32.7)
金融業,保険業	18 (17)	11,004.5 (11,022.0)	71 (65)	67 (64)	3 (2)	4 (1)	214.0 (196.5)	1.94 (1.78)	11 (8)	61.1 (47.1)
不動産業,物品賃貸業	13 (15)	2,315.5 (2,549.0)	4 (6)	12 (12)	0 (0)	0 (1)	20.0 (24.5)	0.86 (0.96)	3 (4)	23.1 (26.7)
学術研究,専門・技術サービス業	19 (20)	2,127.0 (2,069.5)	3 (2)	13 (14)	0 (0)	0 (0)	19.0 (18.0)	0.89 (0.87)	6 (5)	31.6 (25.0)
宿泊業,飲食サービス業	43 (38)	4,815.0 (4,333.5)	11 (17)	39 (27)	3 (8)	13 (10)	70.5 (74.0)	1.46 (1.71)	26 (20)	60.5 (52.6)
生活関連サービス業,娯楽業	31 (31)	5,205.0 (5,199.5)	29 (31)	34 (34)	5 (7)	41 (34)	117.5 (120.0)	2.26 (2.31)	11 (13)	35.5 (41.9)
教育,学習支援業	25 (25)	3,151.0 (3,111.5)	10 (12)	13 (11)	1 (1)	1 (0)	34.5 (36.0)	1.09 (1.16)	10 (10)	40.0 (40.0)
医療,福祉	264 (249)	37,132.0 (35,087.5)	183 (167)	253 (225)	69 (65)	83 (68)	729.5 (658.0)	1.96 (1.88)	163 (149)	61.7 (59.8)
複合サービス事業	16 (16)	5,012.5 (4,999.5)	17 (19)	35 (36)	1 (2)	2 (1)	71.0 (76.5)	1.42 (1.53)	7 (8)	43.8 (50.0)
サービス業	111 (108)	15,655.5 (14,851.0)	63 (50)	116 (111)	13 (14)	33 (30)	271.5 (240.0)	1.73 (1.62)	50 (43)	45.0 (39.8)

注 1 (1)①の表と同じ
※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度以外の身体障害者	c. 重度身体障害者である短時間労働者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度以外の知的障害者	c. 重度知的障害者である短時間労働者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
産業計	4,368.0 (4,071.0)	889 (833)	1,228 (1,159)	62 (62)	94 (89)	3,115.0 (2,931.5)	228 (214)	470 (436)	75 (71)	88 (75)	1,045 (972.5)	158 (132)	100 (70)	208.0 (167.0)
農,林,漁業	4.0 (1.0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
鉱業,採石業,砂利採取業	1.0 (1.0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
建設業	61.0 (56.0)	16 (17)	22 (16)	0 (0)	0 (0)	54.0 (50.0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	3.0 (3.0)	4 (3)	0 (0)	4.0 (3.0)
製造業	1,462.0 (1,349.5)	317 (279)	404 (374)	8 (8)	17 (20)	1,054.5 (950.0)	72 (72)	191 (193)	5 (4)	10 (11)	345.0 (346.5)	58 (51)	9 (4)	62.5 (53.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
情報通信業	52.0 (37.5)	15 (11)	13 (12)	1 (0)	1 (1)	44.5 (34.5)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3.0 (0.0)	4 (3)	1 (0)	4.5 (3.0)
運輸業,郵便業	207.5 (170.0)	44 (30)	72 (66)	4 (3)	4 (5)	166.0 (131.5)	5 (5)	17 (12)	1 (2)	1 (5)	28.5 (26.5)	9 (7)	8 (10)	13.0 (12.0)
卸売業,小売業	1,033.0 (1,012.5)	205 (210)	323 (314)	11 (11)	16 (10)	752.0 (750.0)	49 (53)	123 (113)	12 (6)	18 (13)	242.0 (231.5)	29 (26)	20 (10)	39.0 (31.0)
金融業,保険業	214.0 (196.5)	71 (65)	62 (60)	3 (2)	3 (1)	208.5 (192.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0.5 (0.0)	5 (4)	0 (0)	5.0 (4.0)
不動産業,物品賃貸業	20.0 (24.5)	3 (4)	9 (10)	0 (0)	0 (1)	15.0 (18.5)	1 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	4.0 (6.0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)
学術研究,専門・技術サービス業	19.0 (18.0)	3 (2)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	16.0 (14.0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0.0 (1.0)	3 (3)	0 (0)	3.0 (3.0)
宿泊業,飲食サービス業	70.5 (74.0)	7 (12)	24 (14)	1 (6)	4 (3)	41.0 (45.5)	4 (5)	13 (10)	2 (2)	6 (4)	26.0 (24.0)	2 (3)	3 (3)	3.5 (4.5)
生活関連サービス業,娯楽業	117.5 (120.0)	6 (9)	8 (12)	3 (4)	5 (7)	25.5 (37.5)	23 (22)	21 (16)	2 (3)	22 (17)	80.0 (71.5)	5 (6)	14 (10)	12.0 (11.0)
教育,学習支援業	34.5 (36.0)	10 (12)	13 (10)	1 (1)	0 (0)	34.0 (35.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (1)	1 (0)	0.5 (1.0)
医療,福祉	729.5 (658.0)	134 (130)	167 (158)	22 (18)	31 (26)	472.5 (449.0)	49 (37)	62 (54)	47 (47)	24 (20)	219.0 (185.0)	24 (13)	28 (22)	38.0 (24.0)
複合サービス事業	71.0 (76.5)	14 (16)	27 (28)	1 (2)	0 (0)	56.0 (62.0)	3 (3)	6 (5)	0 (0)	0 (0)	12.0 (11.0)	2 (3)	2 (1)	3.0 (3.5)
サービス業	271.5 (240.0)	44 (36)	72 (73)	7 (7)	13 (15)	173.5 (159.5)	19 (14)	32 (29)	6 (7)	6 (5)	79.0 (66.5)	12 (9)	14 (10)	19.0 (14.0)

(4) 民間企業における雇用状況の推移

群馬県
(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
56	1,450	150	1.38	0.10	58.1	4.4
57	1,465	15	1.39	0.01	58.4	0.3
58	1,506	41	1.40	0.01	58.3	△ 0.1
59	1,584	78	1.40	0.00	57.6	△ 0.7
60	1,654	70	1.41	0.01	60.1	2.5
61	1,722	68	1.41	0.00	63.8	3.7
62	1,632	△ 90	1.48	0.07	64.0	0.2
63	1,826	194	1.56	0.08	57.2	△ 6.8
平成 元年	1,903	77	1.58	0.02	59.5	2.3
2	1,959	56	1.58	0.00	61.1	1.6
3	2,061	102	1.58	0.00	59.7	△ 1.4
4	2,124	63	1.58	0.00	60.1	0.4
5	2,183	59	1.59	0.01	56.5	△ 3.6
6	2,184	1	1.59	0.00	57.1	0.6
7	2,192	8	1.59	0.00	60.1	3.0
8	2,195	3	1.59	0.00	61.0	0.9
9	2,287	92	1.60	0.01	61.1	0.1
10	2,287	0	1.60	0.00	59.8	△ 1.3
11	2,261	△ 26	1.54	△ 0.06	51.2	△ 8.6
12	2,194	△ 67	1.47	△ 0.07	48.5	△ 2.7
13	2,237	43	1.43	△ 0.04	44.1	△ 4.4
14	2,273	36	1.47	0.04	45.8	1.7
15	2,317	44	1.48	0.01	48.0	2.2
16	2,448	131	1.46	△ 0.02	46.8	△ 1.2
17	2,535	87	1.49	0.03	49.1	2.3
18	2,699.5	164.5	1.52	0.03	49.3	0.2
19	2,879.0	179.5	1.48	△ 0.04	47.2	△ 2.1
20	2,997.0	118.0	1.50	0.02	47.4	0.2
21	3,152.0	155.0	1.56	0.06	47.0	△ 0.4
22	3,375.5	223.5	1.62	0.06	51.6	4.2
23	3,593.5	218.0	1.55	△ 0.07	46.4	△ 5.2
24	3,726.5	133.0	1.59	0.04	47.8	1.4
25	4,071.0	344.5	1.73	0.14	48.1	0.3
26	4,368.0	297.0	1.79	0.06	51.6	3.5

注1

法定雇用率の推移は次のとおりである。

- ・ ~昭和62年..... 1.5%
- ・ 昭和63年~平成10年..... 1.6%
- ・ 平成11年~平成24年..... 1.8%
- ・ 平成25年~..... 2.0%

注2

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

~昭和62年

- ・ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年~平成4年

- ・ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- ・ 知的障害者

平成5年~平成17年

- ・ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- ・ 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
- ・ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年~平成22年

- ・ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- ・ 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
- ・ 精神障害者
- ・ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成23年~

- ・ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- ・ 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
- ・ 精神障害者
- ・ 重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者、重度以外知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者、重度以外知的障害者又は精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

(5) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.82	0.06	44.7	2.0	38,760	86,648
北海道	1.90	0.05	47.6	2.0	1,512	3,179
青森	1.83	0.05	47.2	0.9	405	858
岩手	1.93	0.06	52.9	3.3	478	904
宮城	1.74	0.03	45.7	2.7	623	1,364
秋田	1.77	0.10	55.1	4.0	375	680
山形	1.88	0.09	51.6	1.3	446	864
福島	1.76	0.07	47.9	1.3	604	1,260
茨城	1.75	0.09	50.2	2.8	696	1,387
栃木	1.76	0.08	51.1	4.9	534	1,046
群馬	1.79	0.06	51.6	3.5	668	1,295
埼玉	1.80	0.09	43.7	3.8	1,195	2,737
千葉	1.77	0.06	47.5	3.2	989	2,082
東京	1.77	0.05	30.3	1.9	5,393	17,827
神奈川	1.75	0.07	41.6	1.6	1,741	4,184
新潟	1.75	0.10	49.8	5.1	840	1,688
富山	1.85	0.05	54.7	0.4	521	952
石川	1.82	0.13	51.8	3.4	480	927
福井	2.26	△0.01	53.5	2.2	345	645
山梨	1.79	0.09	51.5	5.2	274	532
長野	1.96	0.08	57.2	3.7	840	1,468
岐阜	1.79	0.05	51.0	2.0	688	1,350
静岡	1.80	0.08	47.6	1.6	1,235	2,597
愛知	1.74	0.06	41.9	1.3	2,279	5,444
三重	1.79	0.19	52.2	5.8	521	999
滋賀	1.87	0.06	54.9	3.1	413	752
京都	1.95	0.02	47.4	0.5	773	1,630
大阪	1.81	0.05	42.6	1.9	3,008	7,060
兵庫	1.90	0.06	49.1	1.7	1,479	3,010
奈良	2.22	0.00	56.2	0.4	295	525
和歌山	2.06	0.03	57.0	△0.2	302	530
鳥取	1.88	0.11	50.6	△3.0	209	413
島根	2.02	0.13	61.6	4.4	322	523
岡山	2.16	0.23	50.0	2.1	654	1,307
広島	1.90	0.06	45.1	0.9	921	2,044
山口	2.46	0.13	52.5	2.9	443	844
徳島	1.90	0.12	57.5	4.2	233	405
香川	1.88	0.02	56.5	△2.7	434	768
愛媛	1.74	0.01	47.0	3.1	424	902
高知	2.04	0.10	54.5	0.1	268	492
福岡	1.80	0.04	46.2	0.6	1,495	3,239
佐賀	2.27	0.10	66.4	2.8	355	535
長崎	2.15	0.05	55.7	1.8	517	928
熊本	2.14	0.06	52.7	1.2	593	1,125
大分	2.28	0.13	55.4	0.4	403	727
宮崎	2.15	0.11	63.4	4.1	455	718
鹿児島	2.02	0.00	57.8	1.6	617	1,068
沖縄	2.15	0.03	55.8	2.8	465	834

2 地方公共団体における障害者の在職状況

(1) 群馬県の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
合 計	5,964.0	146.5	2.46	0.0	
群馬県知事部局	4,596.5	113.5	2.47	0.0	
群馬県病院局	534.0	13.5	2.53	0.0	
群馬県企業局	305.0	7.5	2.46	0.0	
群馬県警察本部	528.5	12.0	2.27	0.0	

(2) 群馬県教育委員会の状況（法定雇用率2.2%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
群馬県教育委員会	11,599.0	253.0	2.18	2.0	

(3) 市町村の教育委員会の状況（法定雇用率2.2%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
合 計	1,826.5	43.0	2.35	1.0	
前橋市教育委員会	395.0	9.0	2.28	0.0	
高崎市教育委員会	935.0	23.0	2.46	0.0	
伊勢崎市教育委員会	289.0	7.0	2.42	0.0	
太田市教育委員会	157.0	4.0	2.55	0.0	
利根沼田学校組合教育委員会	50.5	0.0	0.00	1.0	H26年7月達成

(2) + (3)	13,425.5	296.0	2.20	3.0	
-----------	----------	-------	------	-----	--

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数等を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、身体障害者(重度以外)、知的障害者(重度以外)又は精神障害者である短時間障害者については法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(4) 市町村の状況 (法定雇用率2.3%)

詳細表

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
合 計	14,119.5	330.0	2.34	3.5	
前橋市	1,732.0	42.0	2.42	0.0	
高崎市	2,256.0	53.0	2.35	0.0	
桐生市	1,081.0	24.0	2.22	0.0	
伊勢崎市	1,035.0	23.0	2.22	0.0	
太田市	1,015.0	24.0	2.36	0.0	
沼田市	355.0	9.0	2.54	0.0	
館林市	688.5	15.0	2.18	0.0	
渋川市	703.0	17.0	2.42	0.0	
藤岡市	695.0	12.5	1.80	2.5	
富岡市	397.0	9.0	2.27	0.0	
安中市	667.0	14.0	2.10	1.0	H26年7月達成
みどり市	479.5	11.5	2.40	0.0	
榛東村	82.0	1.0	1.22	0.0	
吉岡町	91.0	2.0	2.20	0.0	
上野村	83.5	2.0	2.40	0.0	
神流町	96.0	3.0	3.13	0.0	
下仁田町	115.0	4.0	3.48	0.0	
南牧村	61.0	1.0	1.64	0.0	
甘楽町	157.0	4.0	2.55	0.0	
中之条町	228.0	6.0	2.63	0.0	
長野原町	66.0	1.0	1.52	0.0	
嬭恋村	141.0	5.0	3.55	0.0	
草津町	108.0	2.5	2.31	0.0	
高山村	67.0	2.0	2.99	0.0	
東吾妻町	116.0	3.0	2.59	0.0	
片品村	91.5	2.0	2.19	0.0	
川場村	61.0	1.0	1.64	0.0	
昭和村	85.0	1.0	1.18	0.0	
みなかみ町	208.0	7.0	3.37	0.0	
玉村町	147.0	4.0	2.72	0.0	
板倉町	240.0	5.0	2.08	0.0	
明和町	75.0	3.0	4.00	0.0	
千代田町	164.0	4.0	2.44	0.0	
大泉町	373.5	8.5	2.28	0.0	
邑楽町	159.0	4.0	2.52	0.0	

(5) 法定雇用率2.3%が適用される教育委員会 (法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
合 計	156.0	4.0	2.56	0.0	
渋川市教育委員会	156.0	4.0	2.56	0.0	

(6) その他の機関 (法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
合 計	326.0	8.0	2.45	0.0	
前橋市水道局	128.0	3.0	2.34	0.0	
高崎市上下水道局	154.0	4.0	2.60	0.0	
伊勢崎市水道局	44.0	1.0	2.27	0.0	

3 地方独立行政法人等における雇用状況

法定雇用率2.3%

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
合 計	259.0	5.0	1.93	1.0	
公立大学法人高崎経済大学	98.5	3.0	3.05	0.0	
公立大学法人前橋工科大学	61.0	0.0	0.00	1.0	
群馬県住宅供給公社	99.5	2.0	2.01	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数等を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、身体障害者(重度以外)、知的障害者(重度以外)又は精神障害者である短時間障害者については法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0人」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 法定雇用率2.3%が適用される教育委員会とは(任命権者が教育長である等により)法定雇用率2.2%が適用される一定の市町村の教育委員会以外の教育委員会である。